

**第69回税理士試験 相続税法
第一問(理論)解答**

[表示内容の説明]

配点：**1**・・・1点 難易度：A・・・絶対得点すべき内容(易)
B・・・取れると差がつく(中)
C・・・得点不要(難)

問1(予想配点30点)

1 (1)相続税法に規定されている適用要件及び適用手続

(1) 適用要件 **4A**

贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人(その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年1月1日において20歳以上であるものに限る。)であり、かつ、その贈与をした者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、相続時精算課税の規定の適用を受けることができる。

(2) 相続時精算課税選択届出書の提出 **4A**

相続時精算課税の適用を受けようとする者は、贈与税の期限内申告書の提出期限内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の期限内申告書に添付して納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

なお、相続時精算課税選択届出書とは、(1)の贈与をした者からのその年中における贈与により取得した財産について相続時精算課税の規定の適用を受けようとする旨その他の事項を記載した届出書をいう。

(3) 贈与税の期限内申告 **3B**

贈与により財産を取得した者は、その財産が相続時精算課税適用財産であるときは、その年の翌年2月1日から3月15日までに期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 (2)租税特別措置法の適用要件の特例措置

(1) 相続時精算課税適用者の特例

① 孫の特例(租税特別措置法第70条の2の6) **4A**

平成27年1月1日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫(その年1月1日において20歳以上である者に限る。)であり、かつ、その贈与をした者がその年1月1日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続時精算課税の規定を準用する。

② 特例受贈事業用資産を取得した場合の特例(租税特別措置法第70条の2の7) **5A**

贈与により個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の規定の適用に係る特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者(その贈与者の孫を除き、その年1月1日において20歳以上である者に限る。)であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与によりその特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

③ 特例対象受贈非上場株式等を取得した場合の特例(租税特別措置法第70条の2の8) **5A**

贈与により非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者が特例贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者(その特例贈与者の孫を除き、その年1月1日において20歳以上である者に限る。)であり、かつ、その特例贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与によりその特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例 **5A**

平成15年1月1日から平成33年12月31日までの間にその年1月1日において60歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、贈与により取得した日の属する年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金の全額を住宅用の家屋の新築等又はこれらの住宅用の家屋の新築等とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得のための対価に充てた場合において、同日までにその住宅用の家屋をその特定受贈者の居住の用に供したとき、又は同日後遅滞なく居住の用に供することが確実であると見込まれるときは、その特定受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

問2 (予想配点20点)

1 租税特別措置法で規定する相続税の課税価格の計算の特例

(1) 内容 **9 B**

特定非常災害に係る特定非常災害発生日前に相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者があり、かつ、その相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書の提出期限がその特定非常災害発生日以後である場合において、その者がその相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産（その特定非常災害発生日の属する年（その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の期限内申告書の提出期限までの間にある場合には、その前年。）の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に取得したもので、生前贈与加算又は相続時精算課税の適用を受けるものに限る。）でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、特定土地等又は特定株式等があるときは、その特定土地等又は特定株式等については、相続税の課税価格に算入すべき価額又は生前贈与加算若しくは相続時精算課税の規定によりその相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、評価の原則の規定にかかわらず、その特定非常災害の発生直後の価額として一定の金額とすることができる。

(2) 申告要件 **3 B**

上記(1)及び(2)の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、それぞれに定める申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）又は更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載があり場合に限り、適用する。

2 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律で規定する相続税の課税価格の計算の特例

(1) 内容 **6 B**

相続税の納税義務者で相続又は遺贈により取得した財産について相続税の期限内申告書の提出期限前に災害により甚大な被害を受けた場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するものの納付すべき相続税については、その財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した金額により計算する。

- ① 相続税の課税価格計算の基礎となるべき財産の価額（債務控除をすべき金額がある場合においては、その債務控除後の価額。）のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が1/10以上であること。
- ② 相続税の課税価格の計算の基礎となるべき動産等の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が1/10以上であること。

(2) 申告要件 **2 B**

(1)の規定の適用を受けようとする者は、相続税の期限内申告書（やむを得ない事情がある場合の期限後申告書を含む。）にその旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載しなければならない。